

れいわ ねんど ねんど  
令和6年度（2024年度）

ほいくしょとうほうもんしえんじぎょう  
保育所等訪問支援事業

じゅうようじ こうせつめいしょ  
重要事項説明書

じどうしめい  
(児童氏名)

さま  
様)



かどましりつ はったつしえん  
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん  
地域支援グループ

おおさかふかどましおおあざきたじま ばんち  
〒571-0025大阪府門真市大字北島546番地

TEL : (072)883-7701

FAX : (072)800-7300

れいわ ねん がつかいてい  
令和6年7月改定

# もく じ 目 次

## 内容

1. サービスを提供する事業者の概要 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 施設の概要 .....	1
4. 事業実施対象地域 .....	2
5. 職員の体制 .....	2
6. 職員の勤務体制 .....	2
7. サービス提供時間 .....	2
8. 支援サービス .....	2
9. 申し込み（利用）手続き .....	3
10. 利用料 .....	3
11. 利用料（各種加算）・諸費用の支払い方法 .....	3
12. 苦情等申立先 .....	4
13. 損害賠償保険への加入 .....	5
14. 虐待防止及び身体拘束等について .....	5
15. 個人情報取り扱い .....	6
16. 協力医療機関 .....	6
17. 提供するサービスの第三者評価の実施 .....	6

じゅうようじこうせつめいかくにしよ  
重 要 事 項 説 明 確 認 書

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの保育所等訪問支援の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づく、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上や利用に際して注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市こども発達支援センター 共同事業体 代表法人 社会福祉法人 晋栄福祉会 社会福祉法人 治栄会 社会福祉法人 愛光会
所在地(代表法人)	大阪府門真市北島町14番20号
電話番号(代表法人)	072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援センター		
事業の目的	保育所(園)や幼稚園、認定こども園等の施設に通う児童が、その施設における集団生活に適應できるように支援することを目的としています。		
事業所の名称	門真市立こども発達支援センター		
事業所の所在地	大阪府門真市大字北島546番地		
電話番号	072-800-7701	FAX番号	072-800-7300
管理者氏名	センター長 倉澤 裕基		
開設年月日	平成26年4月1日	指定管理開始年月日	令和6年4月1日

## 3. 施設の概要

### (1) 施設

建物の構造	鉄筋コンクリート造 4階建(内1階から3階までがセンター)
延床面積	2,920.66 m <sup>2</sup>

### (2) 主な設備

相談室・感覚統合室・療育室

#### 4. 事業実施対象地域

原則として門真市全域

#### 5. 職員の体制

職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者（センター長）	1		1		
児童発達支援管理責任者	1		1		
事務員	1		1		
訪問支援員	2		2		

#### 6. 職員の勤務体制

主な勤務時間・・・① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後15時15分  
 ③ 午前8時30分～午後5時30分  
 （年末年始・休日・土日を除く月曜日から金曜日まで）

#### 7. サービス提供時間

- ※ 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
- ※ 台風などで警報が出た場合等は、保育所等訪問支援事業を中止することがあります。
  - ▶ 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
  - ▶ 台風以外でも気象状況等により保育所等訪問支援事業を中止する必要があると判断した場合

#### 8. 支援サービス

種類	内容
支援内容	保育所等に訪問支援員が訪問、行動観察を行い、個別の児童に対する支援計画を作成し、保育所等および保護者の同意のもとで、集団生活に適應するための支援を行います。
対象	市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、府立支援学校などに通う発達の気になる児童

## 9. 申し込み（利用）手続き

※ 利用契約書に基づき、契約します。申し込みの際には、必ず「通所受給者証」をご用意ください。

## 10. 利用料

ご利用者様の負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご負担いただきます。ただし、受給者証に記載された負担上限月額範囲内になります。また、個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。

なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。

※ 負担上限月額は、ご利用者様により異なりますので、受給者証をご確認ください。

※ 3歳児から5歳児（平成30年4月2日～令和3年4月1日生まれの方）の利用料は、免除となります。

くぶん 区分	せたい しゅうにゆうじょうきょう 世帯の収入状況	つきりょうりょうじょうげんがく 月利用料上限額 きほんさんていたんか (基本算定単価)
1 せいかつほご 生活保護	せいかつほごじゅきゆうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
2 ていしよとく 低所得	しみんぜいひかせいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
3 いっばん 一般	しみんぜいしよとくわり まんえんみまん せたい 市民税所得割28万円未満の世帯	えん 4,600円 (1,071円)
4 いっばん 一般	しみんぜいしよとくわり まんえんいじょう せたい 市民税所得割28万円以上の世帯	えん 37,200円 (1,071円)

## 11. 利用料（各種加算）・諸費用の支払い方法

### お支払い方法

#### (1) 「障害児施設（通所）実績記録票」と「施設利用等請求書」について

当事業所を利用された日は、「障害児施設実績記録票」に記載された内容（日時、時間等）

をご確認いただき、押印又はサインをしてください。

「施設利用等請求書」は、毎月中旬（10日頃）までに用意します。

(2) 利用料、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

○ 当事業所では、預金口座からの口座振替（自動引き落とし）を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考えから、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。

- ✚ ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行
- ✚ 口座振替日：当月分を翌月20日に自動引き落とし
- ✚ 引き落とし手数料：無料（当事業所負担）

※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② ご利用者様が直接振り込む方法

○ 上記の口座振替（自動引き落とし）ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただくこととなります。ご負担をおかけいたしますが、よろしく願います。

- ✚ 振込先：三井住友銀行 門真支店 普通 4156637
- ✚ 振り込み期限：当月分を翌月20日までに振込みをお願いします。
- ✚ 振り込み手数料：ご利用者様負担

※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

(3) 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

12. 苦情等申立先

<p>当事業所</p> <p>責任者：センター長 倉澤 裕基</p> <p>担当者：センター次長 田宮 雄介</p> <p>地域支援グループ長 中本 卓宏</p>	<p>受付時間：平日午前9時～午後5時</p> <p>※土・日・祝日、休園日を除く</p> <p>電話番号：072-883-1680</p>
<p>門真市子ども部子ども政策課</p> <p>住所：大阪府門真市中町1-1</p>	<p>受付時間：平日午前9時～午後5時30分</p> <p>※土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く</p> <p>(06) 6902-1231 代表</p>

<p>おおさかふしやかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいはいいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会</p> <p>じゅうしょ おおさかしちゅうおうくなから 住所：大阪府中央区中寺1-1-54</p> <p>おおさかしゃかいふくしじどう かい 大阪社会福祉指導センター 1階</p>	<p>うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間：午前10時～午後4時</p> <p>ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ ※土・日・祝日、年末年始を除く</p> <p>でんわばんごう 電話番号：06-6191-3130</p> <p>ばんごう FAX番号：06-6191-5660</p> <p>メールフォーム：<a href="#">大阪府社会福祉協議会</a></p>
---	--

### 1 3. 損害賠償保険への加入

当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」に加入しています。

### 1 4. 虐待防止及び身体拘束等について

#### (1) 虐待防止について

- こどもの心身を傷つけ、こどもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。  
(身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)
- 虐待防止委員会を設置します。
- こどもに対する重大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。
- 虐待が疑われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合などは、門真市担当部署や児童相談所等に通告する義務があります。
- 不適切な養育に至らないよう相談があった場合は、専門スタッフとともに、解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行います。

#### (2) 身体拘束について

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、お子さんの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間及び必要性等の記録を行います。
- 身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月 厚生労働省）」に基づいて対応します。

#### (3) 人権の擁護について

- 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づいて対応します。

## 15. 個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>の取り扱い<sup>とあつか</sup>

- 個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>については、「門真市個人情報<sup>かどましこじんじょうほう</sup>の保護<sup>ほご</sup>に関する法律施行<sup>かんするほうりつしこうじょうれい</sup>条例<sup>および</sup>」及び「門真市個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>の保護<sup>ほご</sup>に関する法律施行<sup>ほうりつしこうさいそく</sup>細則<sup>そ</sup>」に沿った対応<sup>たいおう</sup>をします。
- センターにおける各部門<sup>かくぶもん</sup>（通園<sup>つうえん</sup>グループ／地域支援<sup>ちいきしえん</sup>グループ）においてお預かり<sup>あず</sup>している個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>について、通園<sup>つうえん</sup>における支援<sup>しえん</sup>に必要<sup>ひつよう</sup>と判断<sup>はんだん</sup>する場合<sup>ばあい</sup>、適切な管理<sup>てきせつ</sup>の下<sup>かんり</sup>、各々<sup>もと</sup>で情報<sup>じょうほう</sup>を共有<sup>きょうゆう</sup>する場<sup>ばあい</sup>があります。
- また、門真市<sup>かどま</sup>及び関係機関<sup>かんけいきかん</sup>に情報提供<sup>じょうほうていきょう</sup>を要請<sup>ようせい</sup>された場合<sup>ばあい</sup>は、当事業所<sup>どうじぎょうしょ</sup>が支援<sup>しえん</sup>に必要<sup>ひつよう</sup>と判断<sup>はんだん</sup>した場合<sup>ばあい</sup>、情報<sup>じょうほう</sup>を提供<sup>ていきょう</sup>させていただきます。
- お子<sup>こ</sup>さんの記録<sup>きろく</sup>や情報<sup>じょうほう</sup>については、適切<sup>てきせつ</sup>に管理<sup>かんり</sup>し、保護者<sup>ほごしゃ</sup>さまの求め<sup>もと</sup>に応じてその内容<sup>ないよう</sup>を開示<sup>かいじ</sup>します。開示<sup>かいじ</sup>に際して必要<sup>さい</sup>な複写料<sup>ひつよう</sup>などの諸費用<sup>ふくしゃりよう</sup>は、保護者<sup>しよひよう</sup>さまの負担<sup>ほごしゃ</sup>となります。

※コピー代<sup>だい</sup>：1枚<sup>まい</sup>につき白黒<sup>しろくろ</sup>10円<sup>えん</sup>、カラー40円<sup>えん</sup>

## 16. 協力<sup>きょうりょく</sup>医療機関<sup>いりょうきかん</sup>

- 社会医療法人<sup>しゃかいいりょうほうじん</sup>蒼生会<sup>そうせいかい</sup> 蒼生病院<sup>そうせいびやういん</sup>  
かどましよこち ばんち だんわばんごう  
門真市横地<sup>かどましよこち</sup>596番地<sup>ばんち</sup> 電話番号<sup>でんわばんごう</sup>：072-885-1711  
げか せいけいげかとう  
(外科・整形外科等)
- 医療法人<sup>いりょうほうじん</sup>孟仁会<sup>もうじんかい</sup> 摂南総合病院<sup>せつなんそうごうびやういん</sup>  
かどましやなぎまち ばん ごう だんわばんごう  
門真市柳町<sup>かどましやなぎまち</sup>1番<sup>ばん</sup>10号<sup>ごう</sup> 電話番号<sup>でんわばんごう</sup>：06-6906-0300  
ないか じゅんかんきか せいけいげか のうしんけいげか しょうにかとう  
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

## 17. 提供<sup>ていきょう</sup>するサービスの第三者<sup>だいさん</sup>評価<sup>しやひようか</sup>の実施<sup>じっし</sup>

- 令和<sup>れいわ</sup>6年度<sup>ねんど</sup>より指定<sup>していかんりしや</sup>管理者<sup>げんざい</sup>となるため、現在<sup>れいわ</sup>（令和<sup>ねん</sup>6年<sup>がつ</sup>4月<sup>ちち</sup>1日<sup>じてん</sup>時点<sup>みじっし</sup>）のところ未実施<sup>みじっし</sup>です。今後<sup>こんご</sup>、3年間<sup>ねんかん</sup>の間<sup>あいだ</sup>に1回<sup>かい</sup>実施<sup>じっし</sup>する予定です<sup>よてい</sup>。



じゅうようじこうせつめいかくにんしよ  
重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

かどましりつ はつたつしえん ほいくしよとうほうもんしえん ていきよう  
門真市立こども発達支援センターの保育所等訪問支援サービスの提供について、  
ほんしりよう もと じゅうようじこう せつめい おこな  
本資料に基づき重要事項の説明を行いました。

せつめいねんがっぴ  
説明年月日

れいわ ねん がつ ひ  
令和 年 月 日

じぎょうしゃ  
(事業者)

門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人

しよざいち  
所在地

大阪府門真市北島町12番20号

ほうじんめい  
法人名

社会福祉法人 晋栄福社会

だいひょうしゃめい  
代表者名

理事長 濱田 和則

印

じぎょうしよめい  
事業所名

門真市立こども発達支援センター

せつめいしゃしめい  
説明者氏名

印

わたしほんしりようもと じょうきじぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う  
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしゃ  
保護者さま

じゅうしよ  
住所 門真市

しめい  
氏名

ぞくがら  
(続柄: )

こ なまえ  
お子さんの名前

ていきようかいしよていねんがっぴ  
サービス提供開始予定年月日

れいわ ねん がつ にち よてい  
令和 年 月 日(予定)